

令和2年4月28日

保護者の皆様

保育課長 中村 誠

令和2年5月7日（木）以降の保育所等の利用に関するお願い

市立保育所では令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）までの間、下記の「市の対応5」の対応としており、市内民間保育所等に対し、市立保育所と同様の対応を要請しております。

令和2年5月7日（木）以降の対応につきまして、現在の状況を鑑み、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止及び児童の安全確保の観点から、国の緊急事態宣言が解除された場合は「市の対応2.5」とし、解除されなかった場合は「市の対応5【第1段階】」を維持することとしますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、要請に基づき家庭での保育を行った児童に対する保育料、給食費については、日割り計算し、還付する予定としております（令和2年4月13日（月）から要請に基づき家庭での保育を行った日数）。

詳細については、別途お知らせいたします。

○国の緊急事態宣言が解除された場合

市の対応2.5

感染縮小期（拡大期）における拡大防止策

- ・5月17日までは、原則、休所とする。（市の対応5【第1段階】と同様）
- ・5月18日以降の対応は、国・大阪府の動向を踏まえ、5月13日にお知らせします。
- ・5月18日以降に開所する場合も、原則、家庭での保育を要請

ただし、就労等の都合により、家庭での保育が困難な場合には、保育所を利用してください。

○国の緊急事態宣言が解除されなかった場合

市の対応5

国・大阪府等による緊急事態宣言が発せられた場合【第1段階】

国の緊急事態宣言の期間（5月6日（水）まで。解除されない場合は継続）の対応

原則、休所とする。(4月15日(水)から適用する。)

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設(介護、障害、保育、留守家庭児童会)従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当する場合は、利用できるものとする。

- ① 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方
- ② 休業補償がない方
- ③ その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※ 保育所等での受け入れについては、在籍する施設に御相談ください。

市の対応については、随時市HPを更新いたしますので、適宜御確認をお願いいたします。

572-8533

大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市こども部保育課

TEL : 072-812-2552 (直通)